

(参考資料2)

将来見通しの推計方法に関する参考資料

- 1 将来推計の全体構造
- 2 被保険者数の将来推計
- 3 給付水準調整を行わない場合の給付費等の将来推計
- 4 給付水準調整期間及び給付水準調整後の給付費等の将来推計

厚生年金及び国民年金の財政再計算にあたっては、直近の社会・経済情勢等を踏まえて設定した基礎数値を使用して、制度内容に沿って将来の財政見通しを作成している。財政再計算の過程の全体像は、第1-1図に示したとおり、被保険者の推計を行い、それに対応する給付の推計を行って、最後にこれらを踏まえた収支の見通しを作成するという流れになっている。

なお、将来推計のスキームについてプログラム単位で全体像を示すと、第1-2図のとおりとなる。

1. 被保険者数の将来推計

財政再計算において将来推計を行うにあたって、まず、将来の加入制度別の被保険者数の推計を行う。具体的には、平成13(2001)年度末(一部は平成14(2002)年度末)における加入制度別の被保険者数、日本の将来推計人口(平成14年1月推計(中位推計)、国立社会保障・人口問題研究所)及び労働力率の見通し(「労働力人口の推移」推計について(平成14年7月)、厚生労働省職業安定局)を使用し、将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数を推計している。

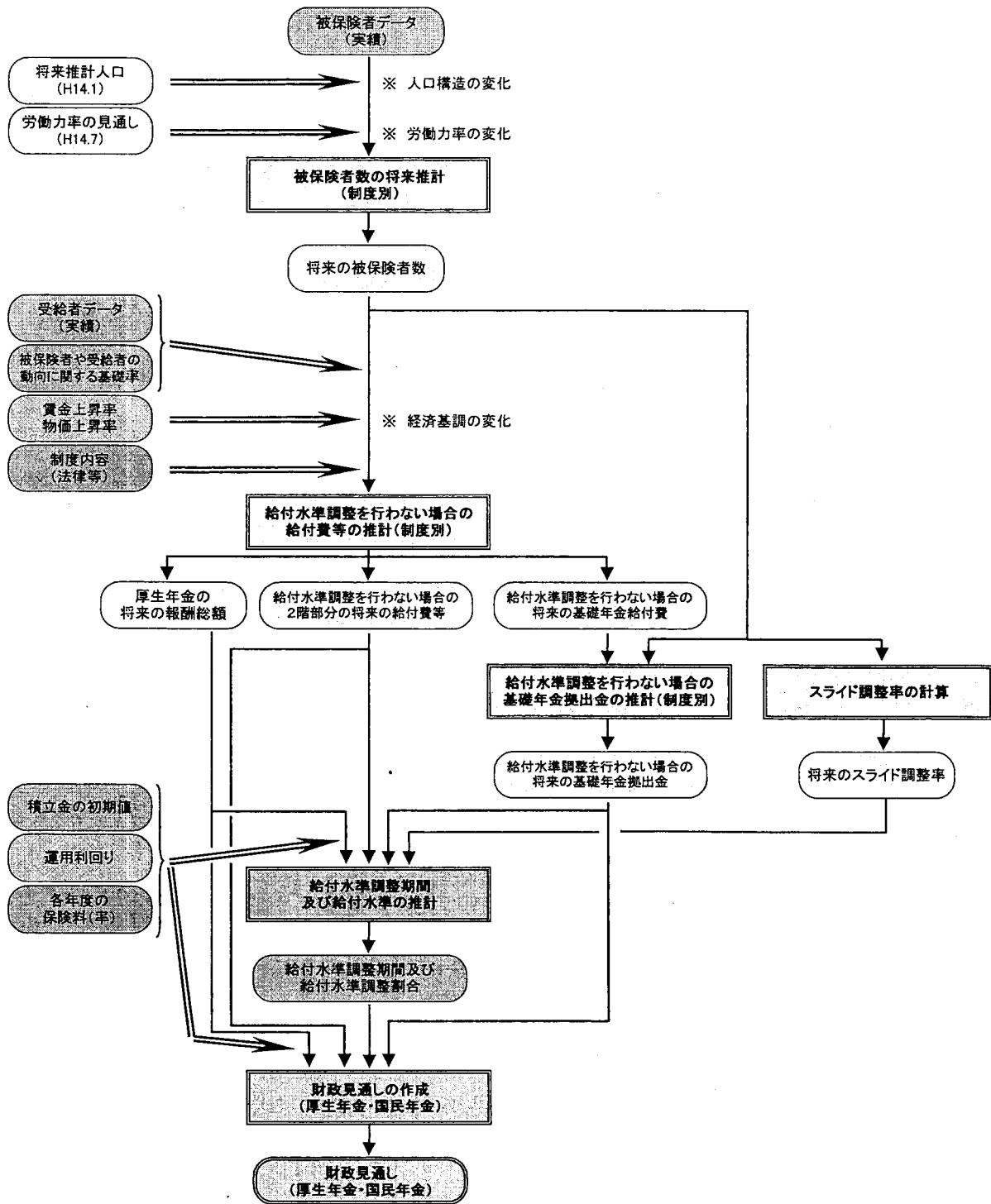
このようにして、年金財政に最も大きな影響を与える要因である将来の人口構造や労働力率の将来見通しが織り込まれる。

2. 給付水準調整を行わない場合の給付費等の将来推計

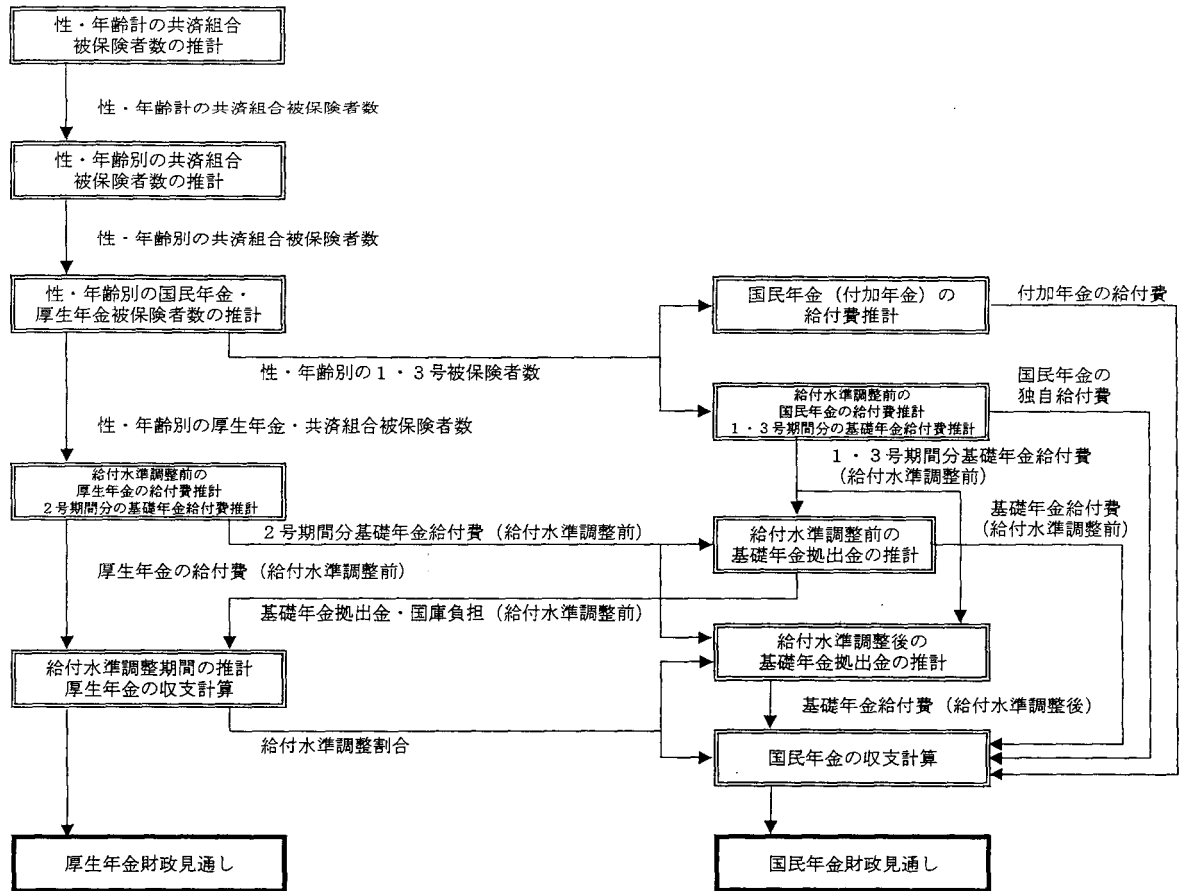
次に、被保険者数推計や経済前提、設定した基礎数・基礎率の下で、将来の報酬総額の見通しや給付水準調整を行わない場合の給付費、基礎年金拠出金の見通しを作成する。

報酬総額の推計は、被保険者数推計に基づく被保険者数に平均報酬額を性・年齢別に乘じ、その合計をとることにより作成される。ここで、毎年度の性・年齢別の平均報酬額は、標準報酬指数や賃金上昇率等により、毎年度、シミュレーションを行うことにより作成される。また、被保険者のシミュレーションの際、年金裁定時の報酬比例部分の年金額の算定の基礎として必要となる性・年齢・加入期間別の報酬累積を再評価等しながら作成していく。

第1-1図 将来推計の全体構造（概要）



第1-2図 財政計算のスキームの全体像



給付費の推計は、新規裁定の老齢年金についていえば、支給開始年齢到達時に生存している被保険者もしくは受給待期者（制度は脱退したが、支給開始年齢等の支給要件を満たしていない者）の性・年齢・加入期間別の人数と現役時代に加入していた期間の報酬（再評価等を行ったもの）累計から、制度内容に基づいた報酬比例部分の年金や基礎年金等の年金額が性・年齢別に算定されることになる。裁定後の受給者に係る給付費の推計については、性・年齢別に、年金失権率に従い前年度から残存している受給者数を推計しつつ、毎年度の年金改定を行う方法により、翌年度の性・年齢別の受給者数や給付額が算出されるという手順でシミュレーションが行われる。

このように算出した給付費のうち、基礎年金勘定により取り扱う給付分については、各制度の拠出金算定対象者数で按分することにより、制度別の基礎年金拠出金を算出する。

3. 給付水準調整期間及び給付水準調整後の給付費等の将来推計

次に、年金財政の均衡を図るためにマクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する期間を推計する。

具体的には、マクロ経済スライドの適用をある年度まで続けた場合の2100年度の積立度合を算出し、2100年度の積立度合が支出の1年分となるようにするためには何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか逆算する。

給付水準の調整期間及び最終的な給付水準調整割合が決まれば、給付水準調整前の給付費等の年度毎の推計値に給付水準調整割合を乗じることにより2100年度までの各年度の給付水準調整後の給付費等が決まるので、これにより2100年度までの年金財政の財政見通しが定まる。

将来の被保険者数は、各制度における現在の被保険者集団から、今後どのように脱退者が発生し、また、被保険者が加入してくるのかということの帰結である。このような将来の被保険者数の動向を見込むにあたっては、人口の推移、産業構造及び雇用構造の変化、高齢者雇用・女子雇用の動向等、社会経済情勢の全般にわたる諸要素を考慮しなければならない。

被保険者数の将来推計を行うにあたり、人口の推移については、国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計である「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（中位推計）を基礎データとして使用している。また、労働力率の見通しについては、厚生労働省職業安定局による「労働力人口の推移推計（平成14年7月）」を基礎データとして使用している。

被保険者数の将来推計の手順は、第2-1図のとおりである。

1. 労働力人口の推計

将来の労働力人口の推計は、性・年齢別に、将来推計人口に労働力率の将来推計を乗じることによって推計している。すなわち、

$$\begin{array}{l} \text{労働力人口の将来推計} = \text{将来推計人口} \times \text{労働力率の将来推計} \\ \text{(性・年齢別)} \qquad \qquad \text{(性・年齢別)} \qquad \text{(性・年齢別)} \end{array}$$

なお、労働力率の将来推計は、平成37(2025)年までの推計であるため、平成37(2025)年以降の労働力率については、平成37(2025)年の値で一定であると仮定して、推計を行っている。

2. 被用者年金の被保険者数の推計

将来の被用者年金の被保険者数の推計は、性・年齢別に、1. で得られた労働力人口の将来推計に労働力人口に占める被用者年金被保険者数の比率（被用者年金被保険者割合）を乗じることによって推計している。すなわち、

被用者年金被保険者数の将来推計（性・年齢別）

＝ 労働力人口の将来推計（性・年齢別）

×被用者年金被保険者割合（性・年齢別）

ここで、被用者年金被保険者割合は、平成 13(2001)年度末の性・年齢別の実績を基準として、基本的には直近の雇用構造が将来に投影されるものとしている。

ただし、男子について、被用者年金被保険者割合を年齢別にみると、30 歳台をピークに年齢が高いほど低くなっているが、これは、主に戦後の産業構造の変化により徐々に第 1 次産業に従事する者が減少していることによるものと考えられるため、今後、新たに 30 歳になる世代については、現在の 30 歳の世代と同程度に被用者となる傾向があるものと仮定して、被用者年金被保険者割合は、現在、30 歳の世代が年を重ねるに伴い上昇することとしている。（第 2－2 図）

具体的には、男性については、

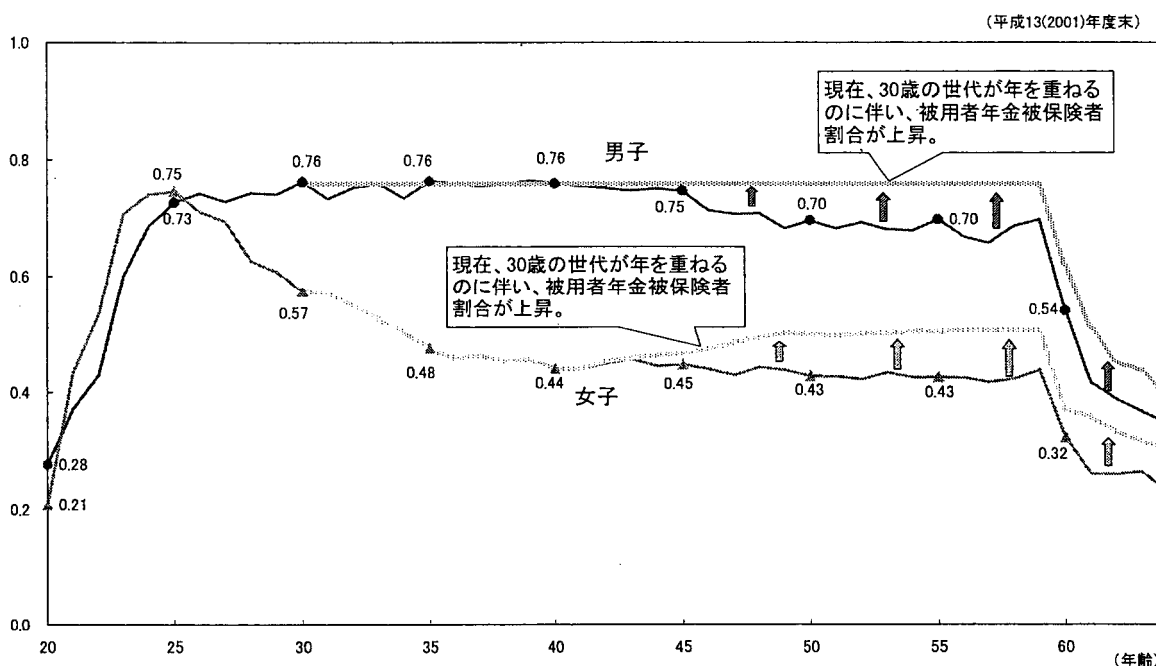
- ① 30 歳未満については、平成 13(2001)年度末の年齢別の被用者年金被保険者割合が将来にわたり不変としている。
- ② 30～59 歳については、今後、30 歳となる世代は、現在の 30 歳台と同程度に被用者となると見込まれるとの考え方により、現在 30 歳の世代が年を重ねるに伴い、被用者化が進み、この世代が 59 歳になった時点以後は、30～59 歳における被用者年金被保険者割合は、現在の 30 歳台の被用者割合と同一となるものとしている。
- ③ 60 歳以上については、59 歳未満で被用者年金被保険者割合の上昇を見込んでいることから、50 歳台後半と被用者年金被保険者割合の上昇率が同じとしている。

また、女子については、戦後の産業構造の変化による影響は男子の場合と同程度とみなして、各年齢において男子と同じ割合だけ被用者年金被保険者割合が上昇するものと見込んでいる。

3. 共済組合の被保険者数の推計

共済組合の被保険者（各共済組合の組合員）数の推計については、各共済組合によって、加入・脱退のパターンにそれぞれ特徴があることから、個別に推計を行っている。

第2-2図 労働力人口に占める被用者年金被保険者の比率



共済組合被保険者数の推計にあたっては、まず、被用者年金被保険者の総数に占める各共済組合の被保険者数の比率が平成14(2002)年度実績の比率で将来にわたり一定という前提を置いて、共済組合ごとの各年の被保険者数の性別の総数を設定している。これは、各共済組合の被保険者総数が厚生年金の被保険者総数の変動に連動して推移すると仮定していることに相当する。

次に、男女それぞれについて、年齢別の共済組合の被保険者数を各共済組合毎の基礎数、総脱退力、新規加入分布を基に推計している。すなわち、年齢毎に総脱退力に従う脱退があった後、年齢計の被保険者数と比較して新規加入者数を定め新規加入分布に従って加入させるという方法により次年度の年齢別被保険者数を決定している。

4. 厚生年金の被保険者数の推計

厚生年金の被保険者数の推計は、性・年齢別に、2. で得られた被用者年金被保険者数から、3. で得られた共済組合被保険者数を減じることによって推計している。すなわち、

$$\begin{aligned} & \text{厚生年金の被保険者数の将来推計（性・年齢別）} \\ & = \text{被用者年金被保険者数の将来推計（性・年齢別）} \\ & \quad - \text{共済組合被保険者数の将来推計（性・年齢別）} \end{aligned}$$

5. 第3号被保険者数の推計

第3号被保険者数については、実績統計から作成した年齢別の女子（または男子）第3号被保険者数の男子（または女子）第2号被保険者数に対する比率が将来にわたり一定であるとして得られる推計値を基礎とし、女性の雇用の進展に伴い女子第2号被保険者が増加することにより女子第3号被保険者が減少する効果を織り込んで推計している。

6. 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数については、人口から2. 及び5. において推計した被用者年金被保険者数及び第3号被保険者数を控除することにより推計している。

高齢任意加入の被保険者数については、実績統計より性・年齢別の対人口比率を算出し、それが一定であるとして推計している。